5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeshi Kobayashi, the Chief Director, Japan Health Insurance Association
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Item and quantity of the products to be required : consumables—Multi-Functions Toners, etc.
⑷　Delivery period : refer to specifications
⑸　Delivery place : as in the specification
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under the Article 25 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
②　not come under the Article 26 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
③　Possess the Grade A or Grade B or Grade C in "sales of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2010, 2011 and 2012
④　prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters properly
⑤　prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents
⑦　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑺　Time-limit for Tender 11 : 00 AM, 31 March, 2011
⑻　Contact point for the notice : Keiji Yamashita accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4—2—1, Kudankita, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 102—0073 TEL 03—5212—8214

入札公告の変更

平成23年2月10日
契約責任者
独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長　安井　　至

◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成22年12月17日（号外政府調達第237号）
2　変更内容　20ページ３入札書の提出場所等⑷機能証明書の受領期限平成23年２月14日15時を機能証明書の受領期限平成23年３月７日15時に変更する。20ページ３入札書の提出場所等⑸入札書の受領期限平成23年３月17日17時（郵送による場合は必着のこと。）を入札書の受領期限平成23年４月７日17時（郵送による場合は必着のこと。）に変更する。20ページ３入札書の提出場所等⑹開札の日時及び場所平成23年３月18日14時独立行政法人製品評価技術基盤機構本館１階談話室を平成23年４月８日15時独立行政法人製品評価技術基盤機構本館１階談話室に変更する。5⑺　Time-limit for Certificate Features : 15 : 00　14 February, 2011を5⑺　Time-limit for Certificate Features : 15 : 00　7 March, 2011に変更する。5⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　17 March, 2011を5⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　7 April, 2011に変更する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年2月10日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
善通寺病院長　田村　禎通

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　37
○第12105号（No.12105）
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　統合新病院（善通寺・香川小児）新築整備工事（建築）
⑶　工事場所　香川県善通寺市仙遊町二丁目１－１　独立行政法人国立病院機構善通寺病院内
⑷　工事内容　本工事は善通寺病院・香川小児病院の統合新病院建設を行うものである。本館棟新築工事（鉄筋コンクリート造地下１階地上７階建、建築面積約11,200㎡、延床面積約53,800㎡）、設備棟新築工事（鉄筋コンクリート造地上１階建、建築面積約290㎡、延床面積約290㎡）、レストラン棟新築工事（鉄筋コンクリート造地上２階建、建築面積約300㎡、延床面積約600㎡）、既存建物解体延床面積約20,000㎡。
なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。
⑸　工期　約34ヶ月以内（最終完成工期は平成25年度予定）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約58,300㎥、鉄筋約8,600ｔ、鉄骨約200ｔ、板ガラス約4,200㎡。
2　競争参加資格
⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構善通寺病院長から統合新病院（善通寺・香川小児）整備工事（建築）に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。
構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。
②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑶　厚生労働省から四国ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、四国ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑷　厚生労働省から四国ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。
また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。
ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成13年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。
単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①及び③の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上５階建て以上、延床面積30,000㎡以上の病院の新築
②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上５階建て以上、延床面積17,000㎡以上の病院の新築又は増築
③　免震構造建物の新築
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
②　平成13年度以降に、⑹①及び③に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者であること。